

鳥取市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月26日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第50号

鳥取市保育所条例の一部を改正する条例

鳥取市保育所条例（昭和34年鳥取市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中鳥取市立美保保育園杉の子分園の項を削り、「鳥取市立社保育園」を「鳥取市立もちがせ保育園」に、「鳥取市用瀬町安蔵」を「鳥取市用瀬町別府」に改め、鳥取市立用瀬保育園の項及び鳥取市立大村保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。